

下総第1898号  
平成31年3月18日

下関市監査委員 小野雅弘様  
同 大賀一慶様  
同 関谷博様  
同 亀田博様

下関市長 前田晋太郎

出資団体監査及び指定管理者監査並びに随時監査の結果に  
関する報告に係る措置の通知について

平成30年11月26日付け監査報告第21号により提出のありました出資  
団体監査及び指定管理者監査並びに随時監査の結果に関する報告書において、  
改善等を要する事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善  
措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第  
12項の規定により通知します。

## 監査の結果に基づき講じた改善措置

〔 菊川総合支所建設農林課 〕

### ア 下関市菊川町堆肥センターについて

(ア) 所管課が行う利用料金の決定に係る承諾が、書面ではなく口頭で行われていた。

#### 指摘事項 (ア)

市の利用料金の決定に係る承諾について、指定管理者に対して書面により通知しました。今後は適正に事務処理を行います。

(イ) 所管課は、下関市菊川堆肥センターの管理運営に関する基本協定書第28条に基づき指定管理者から所管課に提出された業務報告書を確認するにあたって、モニタリングチェックシートによる確認を行っていなかった。下関市指定管理者制度ガイドラインに基づき、適正に事務処理されたい。

#### 指摘事項 (イ)

平成30年度第1四半期から第3四半期の業務報告書について、指定管理者からの聞き取りも行い、モニタリングチェックシートに従って、運営状況、業務の実施状況、設備・備品の維持状況及び苦情・事件・事故対応の確認を行いました。今後は適正に事務処理を行います。